

# パリ協定の会計・税務面 留意条項

—今後の議論のために—

Articles noted on accounting and taxation issues of the Paris agreement  
For future discussions



2016年2月9日

February 9, 2016

**GISPRI** (地球産業文化研究所)

Global Industrial and Social Progress Research Institute

**真野卓也**

Takuya MANO

# 構成

## I パリ協定レビュー

1 はじめに

2 パリ協定概観

## II 会計・税務面全体

1 パリ協定の重要条項

2 全体事項

## III 会計・税務面各条項

1 各条項

2 おわりに

■ 2015年12月COP21で歴史的なパリ協定が採択

■ このパリ協定は世界・我国に、多大な影響

■ そうしたなか、パリ協定で会計・税務面で留意すべき条項はどうか

■ まだ不可視のものは非常に多し。しかしながら、先駆的に調査研究に取り組む当委員会として、今後の議論の一助として予備検討開始

## 2 パリ協定概観

会計・税務面検討に際し、第一にパリ協定をどう認識するか

環境の世界大の法枠組

基本思想は2E＋P

環境(E)を、経済(E、経済開発・経済成長)と貧困撲滅(P)をしながら達成(第2条及び前文)

PARIS AGREEMENT

Article 2

1. This Agreement, in enhancing the implementation of the Convention, including its objective, aims to strengthen the global response to the threat of climate change, in the context of sustainable development and efforts to eradicate poverty, including by:

## 2 パリ協定概観

パリ協定の目的とは  
3目的あり

### ① 2°C目標かつ1.5°C努力

- 温度上昇を、産業革命以前と比較し2°C以内とし、1.5°Cを努力

### ② 対応能力向上

- 適応(温暖化の悪影響への対処)や緩和(排出削減)への人類全体の対応能力向上

### ③ 資金合致

- 温度目標・対応能力向上といった対応と、資金の流れの合致

## 2 パリ協定概観

パリ協定の特徴とは  
史上最初の地球大の包括的・実質的参加の合意

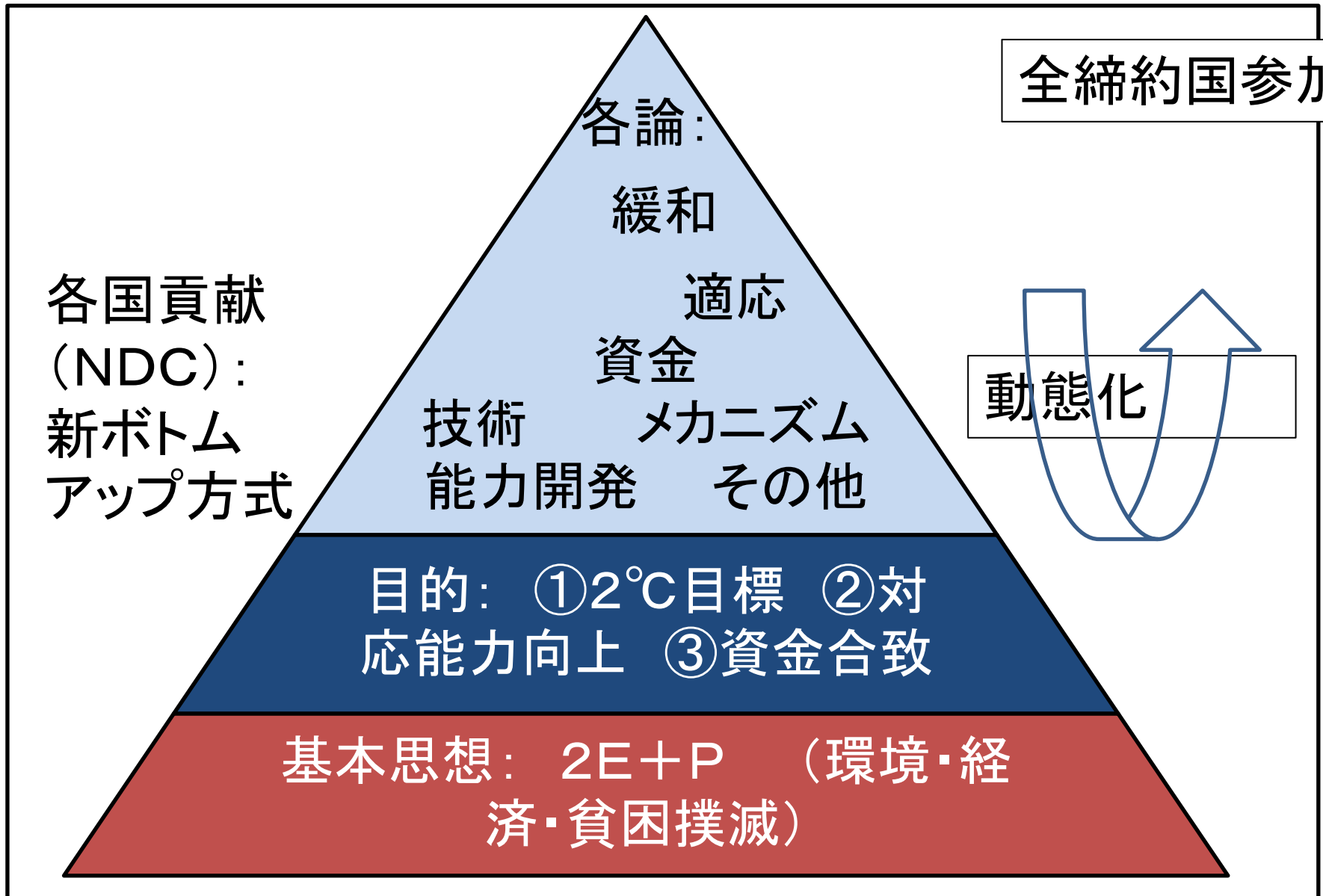
### ① 全主要国参加

- 国連気候変動枠組条約は、基本法であり具体性少。京都議定書は、具体的だが先進国のみ参加。パリ協定は、UNFCCCより具体的で、初めて途上国を含む全主要国が実質参加

### ② 動態化

- ダイナミズム組入。5年毎サイクル、世界的進捗管理(グローバル・ストック・テイク)。企業のPDCAサイクルに類似の仕組みを組入

## 2 パリ協定概観



## 2 パリ協定概観

### 各論

緩和、適応、資金、技術、他をバランス良く配置

#### 緩和（排出削減）

- 21世紀後半に排出と吸収をバランス
- 各国は国別貢献（NDC、ボトムアップ）を提出（しかし、目標達成自体は京都議定書と異なり法的義務に非ず）
- 今後の国別貢献は向上を期待

#### 適応（温暖化の悪影響への対処）

- 温暖化対策で緩和と両輪
- 全球大の適応目標設定。現在、重要な局面。早期の社会実装



## 2 パリ協定概観

### 資金

- 先進国は拠出義務
- 先進国以外(新興国等)も自主的な資金拠出を奨励
- 協定外のCOP決定で、年間1,000億米ドルの拠出下限値を設定

### 技術

- 長期的温暖化対策にはイノベーションが極めて重要
- 技術と資金のリンケージ

## 2 パリ協定概観

### メカニズム

- 協力的アプローチ: 緩和成果の国際移転で自主的なもの(二国間クレジット制度のJCMが該当の可能性)
- 緩和・持続可能開発メカニズム(中央集権メカニズム): 国連を中心とした中央集権的メカニズム

### 発効

- 世界のGHG(温室効果ガス)排出総計の55%以上かつ55以上の締約国が発効要件
- 上記の署名、寄託等から30日後に協定の実発効

## <参考> 今後

パリ協定以外のCOP21成果は、パリ協定の詳細に関連するものなどがCOP決定（政治決定）

- ・資金額COP決定
- ・技術と資金のリンケージ詳細COP決定
- ・その他COP決定
- ・2020年迄野心向上COP決定

いずれにせよ、パリ協定の履行・実行にはまだ具体的な規則・方法確定が必要。今後、それらを議論、決定

# <参考> 今後

2015

2016

2017

2018

2020

パリ協定の  
締結・発効

2016.4/22～2017.4/21

署名

締結

発効

発効要件(55か国以上が  
締結、かつ締結国の排出  
量が全体の55%以上)が  
満たされた30日後に発効

※パリ協定発効後、最初  
のCOPで開催

第1回パリ協定締約国会議

各種詳細  
ルール等を  
採択予定

詳細ルール  
等交渉

5月  
作業部会  
パリ協定特別

11月  
COP22・パリ協定  
特別作業部会

5月  
作業部会  
パリ協定特別

11月  
COP23・パリ協定  
特別作業部会

5/2まで

NDC  
統合報  
告書の  
更新

IPCC1.5°C  
目標特別報  
告書作成

進捗確認の  
ための  
促進的対話

時期未定

2020年まで  
各国の  
目標の更  
新・提出

その他作業

各国の目標  
の更新等

2020年まで

長期の低排出開発戦略の提出

## 〈参考〉 今後

### 今後の我国に関する主要スケジュール(直近)

2016年春(3~5月?)	国別貢献(NDC)のための温対計画(地球温暖化対策計画)決定
2016年4月~	パリ協定署名開始
2016年5月	パリ協定特別作業部会
2016年5月	G7伊勢志摩サミット

## Ⅱ 会計・税務面全体 1パリ協定の重要条項

前文・後文及び29の条項で構成されるが、重要条項はどれか

条項	内容	重要度
―――	前文	最重要
第1条	定義	
第2条	目的	最重要
第3条	総則	
第4条	緩和	重要
第5条	森林	重要
第6条	メカニズム	重要

# 1 パリ協定の重要条項

条項	内容	重要度
第7条	適応	重要
第8条	損失と被害	重要
第9条	資金	重要
第10条	技術	重要
第11条	キャパシティブルデング	
第12条	教育等	
第13条	透明性	重要

# 1 パリ協定の重要条項

条項	内容	重要度
第14条	世界的状況把握	重要
第15条	実施と遵守	
第16条	CMA(パリ協定締約国会議)	
第17条	事務局	
第18条	補助機関	
第19条	協定の補助機関・制度	
第20条	署名	



# 1 パリ協定の重要条項

条項	内容	備考
第21条	発効	重要
第22条	改定	
第23条	附属書	
第24条	紛争処理	
第25条	投票	
第26条	寄託	
第27条	留保	

# 1 パリ協定の重要条項

条項	内容	重要度
第28条	脱退	
第29条	言語	
———	後文	

注：原文は各条項に条項タイトルは付されず

## 2 全体事項

■ 会計・税務面で、先述の最重要・重要な条項は優先度が高く、注目すべき条項

■ 会計・税務面は、金銭・貨幣部分であり、これに直接・間接に関係する部分はどこか

■ また、民間が多く関連する部分はどこか

■ パリ協定の履行に向けた詳細確定はこれからだが、先駆的にかつ潜在性も見通しながら、各条項を検討

前文・後文及び29の条項のうち、特に、5つの条項を留意すべき(他の条項も拡大解釈すれば可能性は否定できないが、特に5条項を注目すべき)

条項	内容
第5条	森林
第6条	メカニズム
第8条	損失と被害(ロス&ダメージ)
第9条	資金
第10条	技術

# 1 各条項(第5条森林)

・・・policy approaches and positive incentives for activities relating to reducing emissions from deforestation and forest degradation, and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries; and alternative policy approaches, such as joint mitigation and adaptation approaches for the integral and sustainable management of forests, while reaffirming the importance of incentivizing, as appropriate, non-carbon benefits associated with such approaches.

非炭素便益のインセンティブを貨幣価値として捉える場合の会計面・税務面(どういう会計処理にするか。税務面で優遇等を設けるか否か等。)

・・・開発途上国における、非森林化及び森林劣化による排出量の削減に係る活動、及び保全の役割、森林の持続可能な管理、森林炭素貯蔵量の強化に対する政策手法及び正の動機付け; 及び代替政策手法、例えば森林の総合的及び持続可能な管理のための緩和と適応の合同手法、これと同時に、適切に当該手法に伴う非炭素便益に奨励をつける重要性を再確認する。

# 1 各条項(第6条メカニズム)

2. Parties shall, where engaging on a voluntary basis in cooperative approaches that involve the use of internationally transferred mitigation outcomes towards nationally determined contributions, promote sustainable development and ensure environmental integrity and transparency, including in governance, and shall apply robust accounting to ensure, inter alia, the avoidance of double counting, consistent with guidance adopted by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement.

この協力的アプローチの会計面・税務面(どういう会計にするか。どういう税務にするか。)(JCMに関しては既検討及び一部検討中。あとはJCM以外の協力的アプローチも考えれるが、その会計面・税務面)

締約国は、国際移転の緩和成果の国別貢献への利用に関わる協力的アプローチに自主的に参加する時は、持続可能な開発を促進し、環境十全性及び管理を含める透明性を確保することとし、特にパリ協定締約国会議の役割を果たす締約国会議が採択する指針に合致する形で二重計算の回避を確保し、確固とした計算手法を適用するものとする。

# 1 各条項(第6条メカニズム)

4. A mechanism to contribute to the mitigation of greenhouse gas emissions and support sustainable development is hereby established under the authority and guidance of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement for use by Parties on a voluntary basis. It shall be supervised by a body designated by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement, and shall aim:

この緩和と持続可能な開発メカニズムの会計面・税務面(これはCDMと類似の中央集権メカニズムと考えられるが、これが用いられる場合、どういう会計にするか、どういう税務とするか。

4. 本項において、パリ協定締約国会議の役割を果たす締約国会議の権限と指針の下、締約国による自主的な利用の目的で、温室効果ガス排出量の緩和に貢献し、持続可能な開発を支援するメカニズムを設立するものとする。本メカニズムは、パリ協定締約国会議の役割を果たす締約国会議の認定する組織の監督を受けけるものとし、以下を目指すものとする:

# 1 各条項（第8条損失と被害）

1. Parties recognize the importance of averting, minimizing and addressing loss and damage associated with the adverse effects of climate change, including extreme weather events and slow onset events, and the role of sustainable development in reducing the risk of loss and damage.

こうした極端気候現象が、今後も遡増すると予測され、多くの経済的支出が必要となると考えられる。こうした支出は政府・自治体が基本的に対応するが、遡増により、部分的には民間が対応する場合も可能性があるがその場合の会計面、税務面

1. 締約国は、極端な気候現象及び漸次的現象を含めた気候変動の悪影響に伴う損失及び被害を回避し、最小限に抑制し、対応することの重要性を認識し、さらに損失及び被害のリスク軽減における持続可能な開発の役割を認識する。



# 1 各条項(第9条資金)

3. As part of a global effort, developed country Parties should continue to take the lead in mobilizing climate finance from a wide variety of sources, instruments and channels, noting the significant role of public funds, through a variety of actions, including supporting country-driven strategies, and taking into account the needs and priorities of developing country Parties.

この広範な資金源の会計面・税務面(この広範な資金源に民間資金も一部該当するが、どういう会計にするか、どういう税務にするか。)

3. 先進締約国は、その世界的な努力の一環として、率先して、広範な資金源、制度及び経路から資金源を動員し続けるべきであり、国家主導戦略の支援を含め、多様な行動を通して公共資金が果たす重要な役割に留意し、開発途上締約国の必要性及び優先度を考慮に入れるべきである。

# 1 各条項(第10条技術)

2. Parties, noting the importance of technology for the implementation of mitigation and adaptation actions under this Agreement and recognizing existing technology deployment and dissemination efforts, shall strengthen cooperative action on technology development and transfer.

技術開発・移転を強化する義務とあるが、その場合の会計面・税務面(どういう会計にするか、どういう税務にするか。)

2. 締約国は、本協定下での緩和及び適応の行動実施における技術の重要性に留意し、既存の技術の展開及び普及の努力を認識した上で、技術開発及び移転に関する協力行動を強化するものとする。

# 1 各条項(第10条技術)

5. Accelerating, encouraging and enabling innovation is critical for an effective, long-term global response to climate change and promoting economic growth and sustainable development. Such effort shall be, as appropriate, supported, including by the Technology Mechanism and, through financial means, by the Financial Mechanism of the Convention, for collaborative approaches to research and development, and facilitating access to technology, in particular for early stages of the technology cycle, to developing country Parties.

イノベーション促進のための会計面・税務面(イノベーションを飛躍的に促進させる会計や税務をどのようにしていくか。)

5. イノベーションを加速し、奨励し、可能にすることは、気候変動に対する効果的かつ長期の全球的対応において極めて重要であり、経済成長及び持続可能な開発をも促進する。そのような努力は、適切に、研究開発の協力手法のため、特に技術の初期段階である開発途上国の技術アクセスを推進するため、条約の技術メカニズムによるものも含め、さらには条約の資金メカニズムの資金供与手段を通すものも含め、支援を受けるものとする。

## 2 おわりに

■ 温暖化対策は貨幣が多く関連し、パリ協定では特に森林・メカニズム・損失と被害・資金・技術の5条項は、会計面・税務面が密接に関係すると判断される。

■ 今後、これらの会計面・税務面を整備していくことは、温暖化対策を社会実装し、実際に効果をあげるために必須であり、今後の課題である。

■ パリ協定は、今後、作業部会等で詳細ルールが確定されていくが、会計・税務面の整備のため、政府・産業界はその推移を注視していくことも必須である。

ご清聴ありがとうございました。

付記：

本資料は、作成者の調査、研究、見解によるものであり、所属する組織の見解等を反映したものではありません。